

2018. 3. 28

徳島県規制改革会議座長 床桜英二

○第3次提言に向けた新たな論点整理メモ

①地方公務員の“社会貢献型副業”を可能とする規制改革

⇒・地域再生には一定のスキルを持つ人材が不可欠であるが、その不足が従前より指摘。地方公務員の中には地域が求める知識、経験、意欲を有する者もいるが、副業は事実上禁止されている。

⇒・地域や学校が求めるスポーツ・文化指導者など、一定条件下で“社会貢献型副業”を認めることで、地域の人材不足解消と、定年後を見据えた公務員の地域課題解決の担い手としての意識醸成を行う。

②栄養成分表示の義務化に係る小規模事業者の特例

⇒・食品表示法に基づき、2020年4月から食品関連事業者に対し、原則、消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示の義務付けが全面施行される。

・小規模事業者が販売するものは栄養成分表示が免除されるものの、小規模事業者が製造した食品であっても、大型スーパーなどに卸して販売される場合は、販売者が小規模事業者に該当しないため、表示の省略はできないことから、取引の制限が懸念される。

⇒・栄養成分表示にあたっては、制度の理解、商品ごとの分析、生産履歴管理などの手間とコストがかかることから小規模事業者にとっては高いハードルとなる。

・法的規制緩和が適用されても、商取引上の制限がかかるようでは、実効性のある規制改革とは言い難い事例として取りあげ、地域経済を担う小規模食品関連事業者へのサポートのあり方を検討する。

③農業移住促進のための農地取得下限面積の引き下げ

⇒・他県においては、農業移住促進の観点から、農業を始めたい人を対象とした「50㍍以上」などの取得農地の規制緩和をする動きが活発化している。

・最近では、空き家とセットという条件で1㍍（100㎡）に緩和する動きが兵庫県内などで見られる。

⇒・本県では神山町の10㍍が最下限面積であるが、農業移住を促進する観点から農地取得の下限面積の緩和を検討する。

公務員の“副業解禁、自治体にもジワリ 神戸市、奈良・生駒市で基準明確化 (平成30年3月22日(木)産経新聞)

働き方改革の一環として、政府が会社員の副業・兼業を推進する方針を打ち出す中、地方自治体にも“副業解禁”に向けた動きが広がりつつある。昨年4月、神戸市が先陣を切り、職務外に報酬を得て地域活動に従事する際の基準を明確化。奈良県生駒市も昨年8月から同様の施策を始めた。行政と市民が連携し、地域の課題を解決する新たな取り組みとして注目されている。

公務員の副業を解禁する先駆けとなった神戸市では昨年4月、「地域貢献応援制度」と銘打ち、職員に通達した。阪神大震災から20年以上が経過し、復興を進める上で重要な役割を担っていたNPO法人や地域団体で、人手不足や高齢化などの問題が浮き彫りに。それゆえ「持続的な活動が難しくなっている」（同市組織制度課）という事情が背景にはあった。

地方公務員法は原則として営利目的の副業を禁止しているが、任命権者の許可があれば勤務時間外に限っての副業は可能だ。もっとも、具体的な運用基準は明記されておらず、同課の担当者は「報酬が発生することへの抵抗から、公務員の立場が足かせになることも少なくない。活動に参加した際も、弁当一つ受け取っていいかどうかとも判断が難しかったのでは」と話す。

神戸市では制度が立ち上げられて以降、今年2月末までに職員2人が申請。ともに承認され、それぞれNPO法人と地域自治会で活動している。一方、生駒市では従来、地域活動への参加を人事評価の対象に加えて推奨してきたが、思うように浸透しなかったという。そこで職員の抵抗感を和らげようと、神戸市の制度を参考に基準を設けた。

対象は嘱託・臨時職員を除く在職3年以上の職員。活動内容は公益性の高さや継続性、市の発展に寄与するものなどに限られ、報告書の提出も義務づけられている。許可の基準は、勤務時間外▽許容範囲内の報酬▽職務公正の確保を損なわない—など6項目。制度が導入された昨年8月以降、今年2月末までに5人が承認を得た。いずれも消防士で、サッカーとバレーボールの指導者が各1人、残る3人はNPO法人の活動に参加している。

総務省によると、同様の施策は神戸、生駒両市をのぞく他の自治体では確認していないというが、追随する動きも出てきている。神戸市には48自治体、生駒市には16自治体から問い合わせが寄せられ、生駒市には職員を視察に派遣した自治体もあるという。

神戸市の担当者は「活動に参加すれば職員の視野が広がり、能力の向上も期待できる。制度の利用者を増やしていきたい」と積極的に運用を進める方針。生駒市の担当者も「職員が地域の実態を間近に知ることによって課題を吸い上げ、施策に反映できるようになれば」と話している。

一般用加工食品を製造、加工、輸入、販売される
食品関連事業者の皆様



平成27年4月1日から
義務表示に
なっています

栄養成分表示を 行っていますか？

一般用加工食品の経過措置期間は平成32年3月31日まで！

平成27年4月1日に食品表示法が施行され、一般用加工食品に栄養成分表示が義務付けられました。

平成32年3月31日までに製造(又は加工・輸入)されるものについては、食品表示法施行前の旧基準による表示が認められますが、1日も早く消費者に新たな表示が届くよう、計画的に準備をし、速やかな表示の切替えに努めてください。

食品表示法に基づく食品表示基準では、
一般用加工食品に栄養成分表示が義務付けられています

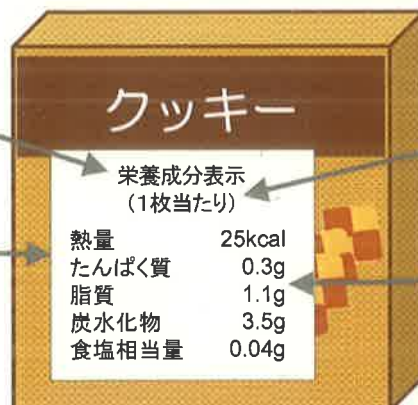
必ず、**熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量に換算したもの)**の5つを表示します。

表示方法には、決まりがあります

【例】

必ず「栄養成分表示」と表示します。

熱量及び栄養成分の表示の順番は決まっています。



食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します。

表示される値は分析の他、計算等によって求めた値を表示することが可能です。

表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合、消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法に規定する小規模事業者が販売する場合※、食品を製造し又は加工した場所で販売する場合等、栄養成分表示が不要場合があります。

※ 小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等の販売する事業者が小規模の事業者でない場合は栄養成分表示が必要です。

お問合せ先

消費者庁食品表示企画課
東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館6F
03-3507-8800(代表)
<http://www.caa.go.jp/foods/>

農地法第3条第2項第5号の下限面積（H29.1.1～）

下限面積	対象地区
10アール	神山町全域
20アール	美馬市（穴吹・木屋平），三好市全域 那賀町全域，つるぎ町（旧半田町，旧一字村）
30アール	徳島市（上八万地区，応神地区，旧市内地区） 鳴門市（撫養町，瀬戸町，北灘町，鳴門町） 吉野川市全域，美馬市（脇町） 上勝町全域，牟岐町全域，美波町（由岐地区） つるぎ町（旧貞光町），東みよし町全域
40アール	徳島市（北井上地区，入田地区，国府地区），鳴門市（大麻町） 阿波市全域，美馬市（美馬町），佐那河内村全域，石井町全域 海陽町（海南地区），北島町全域，板野町全域
50アール	徳島市（多家良地区，勝占地区，不動地区，川内地区，南井上地区） 鳴門市（里浦町，大津町），小松島市全域，阿南市全域 勝浦町全域，美波町（日和佐地区） 海陽町（海部地区，宍喰地区） 松茂町全域，藍住町全域，上板町全域